

# 令和5年度 定期監査及び行政監査結果報告書

## 1 監査の期間

令和5年9月26日～令和6年3月22日

## 2 監査対象機関 16部署

- |        |                 |           |        |
|--------|-----------------|-----------|--------|
| ①観光課   | ②活力創生課          | ③社会教育課    | ④文化財課  |
| ⑤環境衛生課 | ⑥人権啓発・部落差別解消推進課 | ⑦隣保館      |        |
| ⑧上下水道課 | ⑨建設課            | ⑩農政課      | ⑪農業委員会 |
| ⑫林業水産課 | ⑬市民病院           | ⑭まちづくり推進課 | ⑮財政課   |
| ⑯政策企画課 |                 |           |        |

## 3 監査の種別

定期監査及び行政監査

## 4 監査の対象

令和4年度及び令和5年度の途中までにおける事務事業

## 5 監査の方法

ヒアリング対象部署に指定の資料の提出を求め審査するとともに、必要に応じて担当職員から事務執行状況について聴取した。

## 6 監査の主な着眼点

市の財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に行われているかどうか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうか、規模の適正化を図っているか、最小限の経費で最大の効果を上げているか等を着眼点とし、監査を実施した。

## 7 監査の結果

本監査の範囲における事務は、法令等に基づきおおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、一部の是正又は改善を要する事項及び改善の検討を要する事項が認められたことから、次のとおり指摘事項、注意事項及び要望事項として記すので対応されたい。

令和5年度 定期監査及び行政監査ヒアリング日程

ヒアリング対象部署		ヒアリング日時	監査対象事業、ヒアリング内容等
1	人権啓発・部落差別解消推進課	11月20日(月) 9:00～10:00	部落解放同盟活動費補助金について ・補助金額の精算
2	観光課	11月20日(月) 10:00～11:00	①デスティネーションキャンペーンに伴う取り組みについて ②国東半島峯道ロングトレイル事業について
3	社会教育課	11月20日(月) 11:00～12:00	①スポーツ施設整備計画について ・スポーツ施設整備計画の進捗状況と今後の見込み ②借地の売買交渉の経過について ・交渉経過
4	活力創生課	11月20日(月) 13:00～14:00	定住促進に係る各種補助金について ・補助金交付要件（交付後の居住要件等）の確認調査等
5	林業水産課	11月20日(月) 14:00～14:45	貸出用の機械設備等（備品）の維持管理方法について ・種類、個数及び貸出方法、保険等加入状況
6	上下水道課	11月24日(金) 14:00～15:15	①管路台帳システムについて ・上下水道における施設等のデータ管理方法 ・更新計画策定のデータベースの方法 ②財産の管理状況について ・棚卸しの実施方法
7	環境衛生課	11月24日(金) 15:15～16:00	広域事務組合ごみ処理場について ・広域ごみ処理場の進捗状況 ・今後の運営管理に係る概要及び経費（見込み）
8	文化財課	11月24日(金) 16:00～16:45	①各団体への補助金について 補助金交付要綱の整備状況 ・国東市無形民俗文化財伝承事業費補助金交付要綱 ・国東市文化財愛護少年団連絡協議会補助金交付要綱 ②古代住居等修復事業について 事業内容、年次計画及び進捗状況等
9	市民病院	11月27日(月) 9:00～10:30	①職員定数について ・実際の管理、運用方法 ・職種ごとの適正数の基準や考え方 ②公用車の運行に関する管理について ・運行管理の方法
10	農政課	11月27日(月) 10:30～11:30	伊美郷土地改良区の解散に伴う「一ノ瀬ため池」の譲与について ・譲与の経緯 ・維持管理（電気代等）方法

ヒアリング対象部署		ヒアリング日時	監査対象事業、ヒアリング内容等
11	建設課	11月27日(月) 11:30~12:15	施設(道路含む)等の維持管理について ・市道裏山大海田線街路樹等維持管理業務委託内容 ・市道オレンジロード安岐線外維持管理業務委託内容 ・道路及び歩道の管理方法
12	(追加) まちづくり推進課	11月27日(月) 13:00~14:30	・行財政改革に伴う組織機構の見直しに係る県住宅供給公社の委託について ・目的と効果、導入した経緯、業務分掌等(市と供給公社)、供給公社の年齢等職員構成
13	(追加) 財政課	11月28日(月) 14:30~15:30	①公共施設の除却について ・除却に対する合併特例債の充当予定 ②公共施設等の貸付について ・学校施設等の貸付状況
14	(追加) 政策企画課	12月25日(月) 16:00~17:00	英国視察について ・目的、内容(目的地の決定までの経緯含む)及び旅費

◎指摘事項と注意事項との違い

公規性、経済性、効率性、有効性の観点から改善を有する事項など、特に指摘をすべき事項で嚴重に注意をすることが必要と思われるものが指摘事項、その程度が比較的軽微なものを注意事項とする。

区 分	指 摘 事 項	注 意 事 項
違法または不当な事項	程度が重大なもの	比較的軽微なもの
故意または過失	故意または重大な過失	過失が認められるもの
事務処理等	著しく適正を欠くもの	適正を欠くもの
経済性、効率性、有効性	著しく欠けるもの	欠けるもの

① 指摘事項

特に指摘する事項はなかった。

## ② 注意事項

### 【活力創生課】

#### ア 定住促進に係る各種補助金について

国東市の定住促進に係る各種補助金については、概ね5年ないし10年の居住要件があり、とりわけ『国東市あったか家族マイホーム新築・購入応援奨励金事業』に関しては、令和3年度の定期監査において「交付後の事後調査も必要なことから、移住・定住対策として注目の事業であるが、合規性、有効性の観点から、交付後の調査など必要事項が生じた場合は要綱を改正するなど、適切な対応を求める」と注意していたところである。そうした中、事業効果を検証し、「国東市移住シングルペアレント生活応援補助金」のように既に廃止した事業もある一方で、事業の構成上居住要件に係る事後調査の対象者が年々増すため労力面での負担が増大していることは、今後事業を継続するうえで一つの課題と思われる。

実際今年度実施した事後調査の結果、『国東市就業ムービング応援補助金』については、補助対象者の4分の1が既に市外転出していることが判明しており、他の関連事業においても要綱に記された要件から外れる対象者が明らかとなった。

以上のことから、引続き事業の効果検証、見直しを行い、要件から外れた者への返還要求など適切な対応を求める。

### 【文化財課】 【会計課】

#### イ 各団体への補助金について

国東市文化財愛護少年団連絡協議会補助金の交付において、電子決裁の添付資料として、改正前の要綱と改正案が添付されていた。

また、国東市無形民俗文化財伝承事業費補助金交付要綱に基づいて交付される補助金については、別表第2で定めた基準により各団体の補助金額が積算される。この結果、別表第2では各団体の補助金額が明示されていないため、別途作成された団体ごとの補助金額の一覧表が電子決裁の添付資料となっている。また、補助金要綱の附則の「当分の間、国指定無形民俗文化財及び国選択

無形民俗文化財については、上限を適応しない。」に該当する団体において、増減の根拠となる資料が添付されていなかった。

各団体への補助金交付事業は、文化財を保護するために必要な事業であるが、補助金は補助金交付要綱に基づき支払いがなされるべきであって、わかりやすい交付要綱に改正、整備するなど適切な対応を求める。

会計課にあつては、根拠となる資料を添付するよう、適切な処理を指導されたい。

## 【農政課】

### ウ 伊美郷土地改良区の解散に伴う「一ノ瀬ため池」の譲与について

伊美郷土地改良区については、解散総代会に先立ち、令和4年1月に国東市に対し財産及び管理の引受けに対する協議が行われた結果、伊美郷土地改良区解散総代会決議後に、市に「一ノ瀬ため池」が譲与されている。

一ノ瀬ため池については、伊美郷土地改良区解散後新たに設立された「伊美郷水利組合」が草刈り等の維持管理を行っているが、一ノ瀬ため池のゲート開閉用の動力ポンプや街灯の電気料は市が負担することとなっている。

本来、ため池は受益者がすべてを管理することが望ましいと考えられる。現在、受益者は水門等の施設を維持管理しているが、今後、経年劣化によりゲート開閉用の動力ポンプ等の施設改良や修繕が必要になると考えられる。

今回の事案は市が既に譲与されているわけだが、維持管理や費用については、負担割合等を協議した協定書等を作成するなど適切な対応を求める。

## 【財政課】

### エ 公共施設の除却について

市の公共施設の除却については、国東市公共施設個別計画において耐震性のない老朽化した施設を解体するという方針に位置付けた施設について合併特例債を活用して年次計画をたてて解体を進めてきている。

合併特例債は、合併した市町村が市町村建設計画（国東市新市建設計画）に基づく事業を実施する際に、事業の財源として特例で認められる使用可能な地方債で、後年度交付税算定において有利な財源である。

市において合併特例債の発行期限は令和7年度までとなっており、公共施設の除却に対する財源については当然合併特例債を充当する予定としている。しかしながら、現在一番必要なことは、各担当課が所管している公共施設において除却を必要とする施設の選定確認を再度行い、令和7年度までに除却計画に基づき事業を執行していくことである。

今後、財政課においては、財政課が所管し除却を予定している公共施設はもろんではあるが、各担当課が所管している公共施設についても積極的に調査、把握に努めていただきたい。公共施設の除却については有利な合併特例債ではあるが、財政的な負担等を考慮しながら令和7年度までに可能な限り、除却の財源に合併特例債を充当し、公共施設の除却実施に対し適切な対応を行うよう指導されたい。

## 【全 体】

### ア. 収入未済分の繰越処理について

収入未済金の繰越処理については、国東市会計規則第26条第1項では、「収入命令権者は、毎会計年度の歳入として調定した金額で当該年度の出納閉鎖期日までに収納されなかったもの(不納欠損処分をしたものを除く。)があるときは、当該期日の翌日において翌年度の調定済額に繰り越さなければならない」と規定されている。また、第2項では、「収入命令権者は、第1項の規定により繰越しをした調定済額でなお当該年度の末日までに収納されなかったもの(不納欠損処分したものを除く。)があるときは、同項の規定に準じて逡次繰り越さなければならない」と規定されているが、今回、調定をしなければならない日から遅れて調定されている事案が散見された。

具体的には、滞納繰越分の調定は、出納整理期間が存在しないため3月31日までに納入されなかったときは新年度の4月1日に繰越調定を起票すべきところ同日付で調定されていなかった。また、現年度調定されたものが出納閉鎖期日までに納入されなかったときは6月1日に繰越調定を起票すべきところ同日付で調定されていなかったことなどである。

今後は、細心の注意を払い当該規則に沿った事務処理に努められたい。

### ③ 要望事項

#### 【全 体】

#### ア. 財務事務の適正な執行について

財務事務の適正処理については、これまでの定期監査において指摘してきているが、今回の監査でも、前例踏襲、関係法令等に関する知識や確認の不足などに起因すると思われる不適切な事務処理事案が見られた。

財務事務を適正に執行するためには、関係法令や各事務マニュアルに対する職員の知識の習得と正しい理解が必要不可欠である。関係法令等の確認はもとより、財務事務の適正処理及び予算執行に関する「会計・電子決裁事務マニュアル」等をはじめとする各種マニュアルに基づく事務処理、事務研修などをおし、チェック体制の強化を図っていただきたい。

さらに、事務処理誤りの発生を事前に予防できる体制づくりも重要である。自らの課でも事務処理誤りの事案がないか点検するとともに、複数人による実効性のあるチェックの実施、必要に応じて業務手順の見直しや修正を行うことで、ミスは減らすことができると考えられる。特に、係長以上の職員は決裁の際に書類を必ず確認し、軽微なミスを無くすよう努力されたい。

## 8 所 感

各部署の定期監査を実施したが、監査結果に基づき措置結果の通知を求め、各部署からの措置内容によっては、次年度定期監査でのヒアリング事項とする予定である。

終わりに、今回の監査結果の意見及び要望に対応していただき、スムーズな業務執行が図られ、これらが今後の事務の参考として市政運営の一助となることを期待する。